第四条第二号	一般被保険者の数
	となる一般被保険者
第五条から第五条の三まで	一般被保険者の
第五条の四第一項	一般被保険者の数
	一般被保険者及び
	一般被保険者の延べ人数
	一般被保険者の食事療養
	一般被保険者のうち
第五条の四第二項及び第三項	一般被保険者の
第五条の五及び第六条	一般被保険者
第六条の二第一項第一号ロ(1)	第二条第四項
第六条の三（見出しを含む。）	第四条の三第一項各号
第六条の三第一号	第四条の三第一項第一号
	被保険者均等割額
	世帯別平等割額
	第七十二条の三第一項
	減額した額
第六条の三第二号	第四条の三第一項第二号

一般被保険者の数	
となる一般被保険者	
一般被保険者の	
一般被保険者の数	
一般被保険者及び	
一般被保険者の延べ人数	
一般被保険者の食事療養	
一般被保険者のうち	
一般被保険者の	
一般被保険者	
附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第二条第四項	
附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の三第一項各号	
附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の三第一項第一号	
被保険者均等割額（一般被保険者に係る額に限る。）	
世帯別平等割額（一般被保険者の属する世帯に係る額に限る。）	
附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項	
減額した額（被保険者均等割額にあつては一般被保険者に係る額に限り、世帯別平等割額にあつては一般被保険者が属する世帯に係る額に限る。）	
附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の三第一項第二号	